

山 青 森 県 報

第二千七十五号

平成十四年九月十八日(水曜日)

青森県知事 木 村 守 男

目 次

都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課) 一
証紙売りさばき人の住所、氏名及び売りさばき場所の変更(経 理 課).....	二
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告.....	(文化・スポ ツ振興課) 二
教育委員会	
青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	三
教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科 目等の単位修得方法の一部改正.....	(同) 三

告 示

青森県告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八戸都市
計画下水道事業の事業計画の変更を平成十四年九月十日認可したので、同条第二項に
おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月十八日

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業(八戸市公共下水道)

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十二年五月十七日青森県告示第三百九十二
号)の事業地のうち大字根城字ヌタゴ及び大字白銀町字昭和町を削る。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成十二年五月十七日青森県告示第三百九十二
号)の事業地のうち大字売市字熊野堂、字坂ノ上、字狐窪、字売市、字新上町、
字杉山、大字根城字梨子木、字ヌタゴ及び字久保を削り、湊高台一丁目、湊高台
二丁目、湊高台三丁目、湊高台四丁目、湊高台五丁目、湊高台六丁目、湊高台七
丁目、湊高台八丁目、根城九丁目、長根一丁目、長根二丁目、売市一丁目、売市
二丁目、売市三丁目、売市四丁目、大字糠塚字柳ノ下、字五郎兵衛前、字前谷地、
大字湊町字中巻目、字中沢巻目、字下沢巻目、大字大久保字上大久保、字三社、
字作工穴、字子久保尻、大字新井田字水溜、字寺沢、字四本松、字二本杉、字上
焼山、字小久保頭、字松山中野場及び大字長苗代字上亀子谷地を加える。

青森県告示第四百四十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所、氏名及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年九月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八の九

坂本 榮七

二 変更内容

1 変更前の住所、氏名及び売りさばき場所

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八

坂本 栄七

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八

2 変更後の住所、氏名及び売りさばき場所

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八の九

坂本 榮七

北津軽郡鶴田町大字鶴田字前田三八の九

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年九月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さわやかネット

三 代表者の氏名

山崎 雄一

四 主たる事務所の所在地

八戸市下長六丁目一二の八

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 免許状の効力（第二十条）」を「第五章 削除」に改める。

第一条中「授与する」を「行う」に改め、「（以下「免許状」という。）」の下に「の授与等」を加える。

第三条第一項中「第十項」を「第八項」に、「第十五項」を「第十二項」に、「第五項」を「第三項」に改める。

第五条中「第七」を「第八」に、「第七項」を「第五項」に、「第十一項」を「第九

項」に改める。

第七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
第五章を次のように改める。

第五章 罰則

第二十条 罰則

第二十二条の見出し中「返納」を「返納」に改め、同条中「第十条第一項」の下に「及び第十一条第三項」を加え、「返納命令書」を「返納命令書」に、「返納」を「返納」に改める。

第二十六条中「第六十五条の九」を「第六十五条の八」に改める。

第九百七十七号「第6号」を「第7号」に

「5 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

6 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

「5 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十一条第五号「返還命令書」を「返納命令書」に、「第10条第2項」を「第10条第2項又は第11条第4項」に、「返還」を「返納」に改める。

第十二号第五号「第65条の9」を「(昭和29年文部省令第26号)第65条の8」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、改正後の青森県教育職員免許状に関する規則(以下「改正後の規則」といふ。)第三條第一項、第五條、第七條、第二十條及び第二十六條の規定並びに第十八号様式は、公布の日から施行し、平成十四年七月一日から適用する。

2 平成十四年七月一日からの規則の公布の日の前日まで適用のあつた改正前の

青森県教育職員免許状に関する規則第十八号様式は、改正後の規則第十八号様式とみなす。

青森県教育委員会告示第十号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号(教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法)の一部を次のように改正する。
平成十四年九月十八日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

附 則 (一) 中

附則第7項の表第4号 附則第7項の表第5号

附則第5項の表第4号 附則第5項の表第5号

附 則 (六) 中

附則第7項の表第1号 附則第7項の表第2号 附則第7項の表第3号

附則第5項の表第1号 附則第5項の表第2号 附則第5項の表第3号

附 則 (十一) 中

修業年限3年の看護婦養成施設を卒業し、保健婦助産婦看護婦法第7条の規定による看護婦の免許を有する者	修業年限2年の看護婦養成施設を卒業し、保健婦助産婦看護婦法第7条の規定による看護婦の免許を有する者
---	---

を

「 休業年限 3年の看護師養成施設を卒業し、保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師の免許を有する者」	「 休業年限 2年の看護師養成施設を卒業し、保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師の免許を有する者」
---	---

に改める。

別表 (十三) 中

「 附則第11項」	を	「 附則第9項」	に改める。
-----------	---	----------	-------

別表 (十四) 中

「 保健師助産師看護師法第7条の規定による保健師免許を有する者」	を	「 保健師助産師看護師法第7条の規定による保健師免許を有する者」	に改める。
----------------------------------	---	----------------------------------	-------

「 保健師助産師看護師法第7条の規定による看護婦免許を有する者」	を	「 高等学校 (旧令による高等女学校を含む。) を卒業し、保健師助産師看護師法による准看護婦免許を有する者又は旧看護婦規則による看護婦免許を有する者」	に改める。
----------------------------------	---	---	-------

「 保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師免許を有する者」	を	「 高等学校 (旧令による高等女学校を含む。) を卒業し、保健師助産師看護師法による准看護師免許を有する者又は旧看護婦規則による看護婦免許を有する者」	に改める。
----------------------------------	---	---	-------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、別表 (十一) 及び別表 (十四) の改正規定は、平成十四年三月一日から、その他の改正規定は同年七月一日から適用する。

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東興印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二十円一銭